

○技術等評価表

件 名：令和6年度こどもの未来応援国民運動参加拡大・促進等業務

得点配分：価格点:技術点＝100:200

評価項目			仕様書番号	評価基準	評価分類	配点			採点 ○A(10点)・B(7点)・C(5点) ・D(3点)・E(0点) ※ 2.2.3及び2.2.4は5点満点 A(5点)・B(4点)・C(3点) ・D(2点)・E(0点)
						基礎点	加点	計	
1. 本業務に関する基本的事項								40	
1.1共通事項	1.1.1提案内容の適格性	-	全体	仕様書や技術等提案要領に示した内容が、全て記載されているか。 ※記載漏れがある場合は評価しない。	必須	10		10	A ・ E
	1.1.2事業の基本的考え方	-	全体	本業務に関する基本的な理解や取組方針、提案内容は、戦略性や合理性の観点からみて妥当か。	必須	10		10	A ・ E
	1.1.3提案内容の合理性及び説得力	-	全体	現状把握、コンセプトやターゲットの設定、ターゲットへのアプローチ方法など、各段階の整理や内容に整合性はあるか。論理やストーリーの破綻や無理はないか。	必須	10		10	A ・ E
	1.1.4提案内容の実現性		全体	全体スケジュールは、無理が無く効率的に実施できるものか。また、何らかのアクシデントが生じた際に、ある程度の対応が可能なものか。 ※記載漏れがある場合や、スケジュールの整合がとれていない場合は評価しない。	必須	10		10	A ・ E
2. 具体的な事業案の訴求性等								100	
2.1参加拡大・認知向上のための業務	2.1.1協力企業の拡大	2.1.1.1戦略性	四 1 (1)	提案された施策は、戦略的かつ合理的に組み立てられ、他の施策との関連性がとれているか。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
		2.1.1.2計画性・実現性	四 1 (1)	提案された施策は、具体性、計画性を備え、実現可能なものとなっているか	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
		2.1.1.3展開性・自走性	四 1 (1)	提案された施策は、本事業の範囲を超える波及性や自走性が期待できるものか。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
2.2普及啓発と理解促進のための業務	2.2.1普及啓発と理解促進	2.2.1.1戦略性	四 1 (2) i	提案された施策は、戦略的かつ合理的に組み立てられ、他の施策との関連性がとれているか。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
		2.2.1.2計画性・実現性	四 1 (2) i	提案された施策は、具体性、計画性を備え、実現可能なものとなっているか	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
		2.2.1.3展開性・自走性	四 1 (2) i	提案された施策は、本事業の範囲を超える波及性や自走性が期待できるものか。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	2.2.2広報物の作成	2.2.2.1広報物のユーザビリティ	四 1 (2) ii	作成する広報物(例：パンフレット、ポスター)について、想定する読者・利用者に向けて、利用しやすく効果的なクリエイティブ(認知性、理解性、親和性)が提案されているか。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	2.2.3イラストの作成	2.2.3.1イラストのユーザビリティ	四 1 (2) iii	作成するイラストについて、ユーザビリティを確保しつつ(印刷において特色を使用しない、背景色が黄や白に限られない)、想定する読者・利用者に向けて効果的なクリエイティブ(認知性、理解性、独創性)が提案されているか。	加点		5	5	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	2.2.4ホームページ及びSNSの運用に関する助言	2.2.4.1助言の態勢	四 1 (2) iv	ホームページ及びSNSの運用に係る専門的な知識、経験を持つ人材が対応する態勢にあるか。	加点		5	5	A ・ B ・ C ・ D ・ E
2.3その他の事業	2.3.1その他の事業	-	四 2 (1)	上記2.1～2.2以外で、本事業を実施するにあたって効果的であると認められる提案がある場合、その具体性、計画性・実現性、適切性・効率性において優れた提案か。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
	2.3.2実績報告書	-	四 2 (2)	作成する実績報告書について、事業の成果を体系的に整理・分析し、図表等を用いて分かりやすい内容となるよう具体的な提案がなされているか。また、報告書に含める事業の成果の整理・分析において、今後の国民運動の検討に資することを想定し、有効な手法が提示されているか。また、何をもって成果とするか、その効果測定の方法や基準などについて提案されているか。	加点		10	10	A ・ B ・ C ・ D ・ E
3. 事業実施主体の適格性								40	
3.1事業体制の適格性	3.1.1組織体制	-	五・六	事業遂行に必要な人員の確保をした上で、業務管理体制が整備されているか。また、業務の再委託を行う必要がある場合には、再委託の責任体制を含めた業務管理体制が整備されているか。	必須	10		10	A ・ E
	3.1.2組織の経験・能力	-	五・六	過去5年以内に、本件に類似する事業を行った実績を有しているか。(0回はE、1～2回あればC、3～4回あればB、5回以上あればA。)※類似業務実績が複数なければ評価しない	必須	10		10	A ・ B ・ C ・ ― ・ E
	3.1.3スタッフの経験・能力	3.1.3.1統括責任者の経験・能力	五・六	過去5年以内に、本件に類似する事業を行った実績を有しているか。(0回はE、1～2回あればC、3～4回あればB、5回以上あればA。)※類似業務実績が複数なければ評価しない	必須	10		10	A ・ B ・ C ・ ― ・ E
		3.1.3.2各専任スタッフの経験・能力	五・六	過去5年以内に、本件に類似する事業を行った実績を有しているか。(0回はE、1～2回あればC、3～4回あればB、5回以上あればA。)※類似業務実績が複数なければ評価しない	必須	10		10	A ・ B ・ C ・ ― ・ E
4. ワークライフ・バランス等の推進に関する指標、ほか								20	
4.1ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	-	-	-	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業) 1段階目(※1) 4点 2段階目(※1) 6点 3段階目(※1) 8点 プラチナえるぼし 10点 行動計画(※2) 2点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) くるみん(平成29年3月31日までの基準) 2点 トライくるみん 4点 くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 6点 くるみん(令和4年4月1日以降の基準) 8点 プラチナくるみん 10点 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(若年雇用促進法)に基づく認定 ユースエール認定 8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。) ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	加点		10	10	(評価基準の項を参照)
4.2その他	-	-	-	・事業年度において、対前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している【大企業】 10点 ・事業年度において、対前年度比で給与総額を、1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している【中小企業等】 10点	加点		10	10	(評価基準の項を参照)
				基礎点		80		200	
				加 点			120		

基礎点： 配点()付は必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないと「不合格」となるので注意すること。

加点： 基礎点以外の項目は、評価基準に応じて、加点対象となる。加点対象については個別に基準を設けている項目を除き、「大変優れている」(満点)から「満たしていない」(0点)までのいずれかの点数とする。

集計方法： 技術等審査会の審査員毎の採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。